

新潟県環境基本計画の見直し素案に係る修正 一覧表

資料2

番号	頁	原文（素案）	修正案（最終案）	理由等
①	4	<p>①地球温暖化対策の推進 …平成23（2011）年のCOP17で、<u>将来の法的枠組み構築に関する作業部会の立ち上げが決定されたところであり、早急な枠組みづくりが求められています。</u> 一方、我が国の温室効果ガスの排出量をみると、平成22（2010）年度の総排出量は、<u>12億5,800万トン</u>（CO₂換算）で、基準年（1990年）比で<u>0.3%の減少</u>となっており、森林吸収量等も加味すると、京都議定書の削減約束を達成している状況ですが、<u>東日本大震災後の排出量の見通しは不透明となっています。</u>また、平成32（2020）年度の排出量削減目標値を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案の<u>成立は見送られ</u>、改めて平成25（2013）年以降の温暖化対策の<u>計画が策定される見通しとなっていますが</u>、再生可能エネルギーの利用促進を図るための固定価格買取制度や、地球温暖化対策のための税の導入などの新たな対策も始まっています。</p>	<p>①地球温暖化対策の推進 …平成24（2012）年のCOP18では、<u>2020年以降の新たな法的枠組み構築に関する作業計画が決定された段階となっています。</u> 一方、我が国の温室効果ガスの排出量をみると、平成23（2011）年度の総排出量（速報値）は、<u>13億700万トン</u>（CO₂換算）で、基準年（1990年）比で<u>3.6%の増加</u>となっているものの、<u>京都議定書の約束期間が始まった2008年からの平均を見ると森林吸収量等も加味したうえで、京都議定書の削減約束を達成している状況です。</u>また、平成32（2020）年度の排出量削減目標値を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案は<u>廃案となり</u>、改めて平成25（2013）年以降の温暖化対策が<u>検討されるものと考えますが</u>、再生可能エネルギーの利用促進を図るための固定価格買取制度や、地球温暖化対策のための税の導入などの新たな対策は始まっています。</p>	<p>最新の情報に修正する。</p>
②	6	<p>Topics …京都議定書第一約束期間以降（2013年～）の目標や取組については、いろいろな局面で議論されてきましたが、平成23（2011）年11月から12月に開催されたCOP17では、<u>将来の法的枠組みの構築に関する新しいプロセスとして「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、遅くとも平成27（2015）年中に</u></p>	<p>Topics …京都議定書第一約束期間以降（2013年～）の目標や取組については、いろいろな局面で議論されてきましたが、平成23（2011）年11月から12月に開催されたCOP17では、<u>新たな法的枠組みの構築に関する新しいプロセスとして「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、遅くとも平成27（2015）年中に</u></p>	<p>最新の情報に修正する。</p>

番号	頁	原文（素案）	修正案（最終案）	理由等
		<p>作業を終えて平成32（2020）年から発効させ、実施に移すとの道筋が合意されました。なお、京都議定書に関して、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、主要排出国の参加が見送られたことから、我が国は参加しておりません。</p>	<p>作業を終えて平成32（2020）年から発効させ、実施に移すとの道筋が合意されました。<u>また、翌年のCOP18では、新たな法的枠組みづくりへの作業計画が決定されました。</u>なお、京都議定書に関して、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、主要排出国の参加が見送られたことから、我が国は参加しておりません。</p>	
③	18	<p>○現状と課題 【地球温暖化対策】</p> <p>本県では、平成14(2002)年3月に「岡山県地球温暖化防止行動計画」を策定し、省エネルギーの促進による排出抑制対策や吸収源対策を進めてきましたが、平成20（2008）年度の温室効果ガス排出量は、基準年比4.2%増の5,166万トンとなっています。<u>金融危機の影響で産業部門の排出量は減少したものの、家庭やオフィス等の民生部門及び運輸部門の排出量が増加している状況にあり、…</u></p>	<p>○現状と課題 【地球温暖化対策】</p> <p>本県では、平成14(2002)年3月に「岡山県地球温暖化防止行動計画」を策定し、省エネルギーの促進による排出抑制対策や吸収源対策を進めてきましたが、平成22（2010）年度の温室効果ガス排出量（速報値）は、基準年比10.7%増の5,487万トンとなっています。<u>ほとんどの部門において</u>排出量が増加している状況にあり、…</p> <p>図3-1-1も修正</p>	最新の情報に修正する。
④	24	<p>■岡山エコタウンプランの推進</p> <p>岡山エコタウンプランに掲げるハード、ソフト事業の一層の展開を<u>図るとともに</u>、本県の各地域の産業特性を生かした地域づくり、循環資源の有機的連携による活用、各種リサイクル関連法の拠点施設の整備促進のほか、本プランのハード事業により支援した施設を積極的に環境学習のフィールドとして活用する<u>など</u>、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進します。</p>	<p>■岡山エコタウンプランの推進</p> <p>岡山エコタウンプランに掲げるハード、ソフト事業の一層の展開を<u>図ります。</u>また、本県の各地域の産業特性を生かした地域づくり、循環資源の有機的連携による活用、各種リサイクル関連法の拠点施設の整備促進のほか、本プランのハード事業により支援した施設を積極的に環境学習のフィールドとして活用する<u>ことなどにより</u>、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進します。</p>	分かりやすい文章とする。

番号	頁	原文（素案）	修正案（最終案）	理由等
⑤	26	<p>【大気環境の保全】</p> <p>大気環境について、硫黄酸化物の排出量は、工場・事業場に対する規制の強化等により以前に比べて大きく減少し、近年では昭和40年代のピーク時と比較して約10%となっています。二酸化硫黄及び一酸化炭素の濃度は、すべての測定局で環境基準達成が維持されています。また、窒素酸化物の排出量は、都市部では自動車排ガスの割合が全体の約1/2を占めています。二酸化窒素の濃度は近年ほぼ横ばいで推移しており、ほとんどの測定局で環境基準を達成していますが、県南部の測定局で未達成となることがあります。光化学オキシダントの濃度は、すべての測定局で環境基準が未達成となっています。浮遊粒子状物質の濃度は、近年ほぼ横ばいで推移していますが、平成22年度及び平成23年度は黄砂の影響から多くの測定局で環境基準が未達成となっています。</p>	<p>【大気環境の保全】</p> <p>大気環境について、硫黄酸化物の排出量は、工場・事業場に対する規制の強化等により以前に比べて大きく減少し、近年では昭和40年代のピーク時と比較して約10%となっています。二酸化硫黄及び一酸化炭素の濃度は<u>近年ほぼ横ばいで推移しており、すべての測定局で環境基準を達成しています</u>。また、窒素酸化物の排出量は、都市部では自動車排ガスの割合が全体の約1/2を占めています。二酸化窒素の濃度は近年ほぼ横ばいで推移しており、ほとんどの測定局で環境基準を達成していますが、県南部の測定局で非達成となることがあります。光化学オキシダントの濃度は、すべての測定局で環境基準が非達成となっています。浮遊粒子状物質の濃度は、近年ほぼ横ばいで推移していますが、平成22年度及び平成23年度は黄砂の影響から多くの測定局で環境基準が非達成となっています。</p>	他の記述と表現を整える。
⑥	27	<p>【有害物質対策】</p> <p>…有害大気汚染物質については、一部地域でベンゼンが環境基準を超過していましたが、近年ではベンゼンを含めてすべての物質で環境基準や指針値を達成している状況です。…</p>	<p>【有害物質対策】</p> <p>…有害大気汚染物質については、一部地域でベンゼンが環境基準を超過していましたが、近年ではベンゼンを含むすべての物質で環境基準を達成している状況です。…</p>	内容の訂正
⑦	29	<p>■<u>工場・事業場等の</u>騒音・振動の規制</p>	<p>■騒音・振動の規制</p>	主要施策の名称変更
⑧	47 (54) (61)	<p>●公益的機能を高めるための森づくりの推進</p> <p>森林の持つ公益的機能を高めるため、<u>間伐の推進、伐期の長</u></p>	<p>●公益的機能を高めるための森づくりの推進</p> <p>森林の持つ公益的機能を高めるため、<u>人工林においては、間</u></p>	分かりやすい文章とする。

番号	頁	原文（素案）	修正案（最終案）	理由等
		<p><u>期化、広葉樹林・針広混交林への誘導、林道の整備等により、多様で健全な森林を育成します。また、「おかやま森づくり県民税」や「森林整備地域活動支援交付金」を活用して、森林の適正な管理を推進します。</u></p>	<p><u>伐を推進するとともに、人工林として適切な生育が見込めないところや、生産性の向上を図ることが困難なところは、広葉樹林、針広混交林への誘導、林道の整備等により、多様で豊かな森林を育成します。</u></p>	
⑨	57	<p>■<u>工場・事業場等の騒音・振動の規制</u> ●騒音に係る環境基準のあてはめ地域の拡大等 関係機関と協議し、順次、環境基準の類型あてはめ地域の拡大を行います。また、<u>主要な</u>騒音・振動発生源を規制するため、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制地域について町村と協議し拡大を図ります。</p>	<p>■騒音・振動の規制 ●騒音に係る環境基準のあてはめ地域の拡大等 関係機関と協議し、順次、環境基準の類型あてはめ地域の拡大を行います。また、騒音・振動の発生源<u>である工場・事業場等</u>を規制するため、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制地域について町村と協議し拡大を図ります。</p>	<p>分かりやすい文章とする。</p>
⑩	60	<p>●特定鳥獣保護管理計画の推進 特定鳥獣保護管理計画に基づき、ツキノワグマについては、県民の安全・安心を第一に、人とツキノワグマとの棲み分けによる共存に向けた対策を実施します。…</p>	<p>●特定鳥獣保護管理計画の推進 特定鳥獣保護管理計画に基づき、ツキノワグマについては、県民の安全・安心の<u>確保</u>を第一に、人とツキノワグマとの棲み分けによる共存に向けた対策を実施します。…</p>	<p>生物多様性戦略の修正に伴い整合を図る。</p>
⑪	60	<p>●移入種等に関する普及啓発等の推進 …また、<u>特に</u>対策が必要とされる地域については、<u>多様な</u>主体との協働により、<u>被害の状況に応じて</u>、完全排除又は影響の低減を図る取組を推進します。</p>	<p>●移入種等に関する普及啓発等の推進 …また、対策が必要とされる地域について、<u>様々な</u>主体との協働により、完全排除又は影響の低減を図る取組を推進します。</p>	<p>生物多様性戦略の修正に伴い整合を図る。</p>
⑫	60	<p>●自然環境学習の<u>充実</u> 優れた里山環境を有する自然保護センター等を活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。 <u>また、環境保全に向けた県民の自主的な取組を促進するため、</u></p>	<p>●自然環境学習<u>等の推進</u> <u>子どもたちが地域の自然の中で遊びながら自然を学ぶ体験活動を推進するとともに、みどりの少年隊やこどもエコクラブ等の子どもたちが自主的に行う自然環境学習を支援します。</u></p>	<p>生物多様性戦略の修正に伴い整合を図る。</p>

番号	頁	原文（素案）	修正案（最終案）	理由等
		<p><u>教育委員会や市町村及びNPOなど関係団体と連携し、こどもエコクラブやみどりの少年隊の活動支援や体験学習の機会の提供（環境学習エコツアー、環境学習出前講座）など、自主参加型の環境学習を推進します。</u></p>	<p><u>また、環境学習出前講座やエコツアーなど体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習を推進し、主体的に行動できる人材の育成に努めます。</u> <u>さらに、優れた里山環境を有する自然保護センター等を活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。</u></p>	
⑬	61	<p>●ニューツーリズムの推進 エコツーリズムやグリーン・ツーリズム等ニューツーリズムの普及を図ります。また、これらの推進に関する市町村の取組を支援するため、情報発信や活動連携の援助を行う生物多様性センターの体制整備を図ります。</p>	<p>●ニューツーリズムの推進 エコツーリズムやグリーン・ツーリズム等ニューツーリズムの普及を図るとともに、これらの推進に関する市町村などの取組を支援します。</p>	<p>生物多様性戦略の修正に伴い整合を図る。</p>
⑭	62	<p>●「おokayama生物多様性センター（仮称）」の設置 <u>生物多様性地域連携促進法に基づく「おokayama生物多様性センター（仮称）」を設置し、生物多様性を支える基盤づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</u></p>	<p>●「おokayama生物多様性支援センター（仮称）」の設置 <u>生物多様性を支える基盤づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性地域連携促進法に基づく「おokayama生物多様性支援センター（仮称）」の設立を検討します。</u></p>	<p>生物多様性戦略の修正に伴い整合を図る。</p>
⑮		<p>指標</p>	<p>別紙のとおり</p>	<p>数値更新等</p>